

令和三年神奈川県議会本会議第1回定例会 文教常任委員会

令和3年2月1日

渡辺(ひ)委員

まず、先行会派からも質疑がありました三浦市立中学校でのクラスター発生に関連して、数点質問します。

まず1点目は、今回、2名の新型コロナウイルス感染者が出て、その後の調査で、計8名になってクラスターとなり、その後、令和3年1月28日に全生徒、教員等のPCR検査を実施して新たに1名の感染者が判明し、この学校からは感染者が計9名となりました。実際はクラスターというと、イメージとしてはその学校で感染が発生したと捉えられるがちになると思うのですが、調査の結果、また事前の様々な調査を含めて、学校内感染としてのクラスターなのか、数的な規定を満たすのでクラスターという認定なのか、まずその点を確認します。

子ども教育支援課長

三浦市立中学校で新型コロナウイルスに感染した生徒9名について、三浦市教育委員会に聞き取ったところ、この9名は、所属する学級や部活動が異なっています。また、マスクの着用、給食時や部活動時の飛沫感染の防止対策等がなされていたことから、感染した要因については、現在のところ特定されていないということです。

渡辺(ひ)委員

なかなか確定できないのでしょうか、今のお話を聞くと、学校内での新型コロナウイルス感染という可能性は非常に低く、それぞれの家庭内、または感染経路不明で感染した生徒が9名存在したという結果と捉えさせていただきたいと思います。

そうであれば、学校の対応としては様々な課題が出たのではないかと、個人的には理解したいと思います。

その上で確認したいのが、今まで我々、当委員会の委員に対しては、記者発表など、毎日のように県立または市立などの学校の教員、生徒の感染者が出たという報告が来ています。

ただ、その中では、幸いにも濃厚接触者等については、なし、または限定的であるなど少ないという報告がされています。実態として、今まで県教育委員会が把握している感染の発生については、主に家庭内の感染の発生に伴うものかなど、その辺りをどのように捉えていらっしゃるのか、確認します。

保健体育課長

文部科学省に報告をしている県立学校の例で申し上げると、新型コロナウイルスの家庭内感染が全体の46%になっています。感染経路不明は40%になっています。校内感染については、全体の6%で、その他8%が校外での活動での感染となっています。学校内での感染は、極めて少ないものと認識しています。

渡辺(ひ)委員

全体的な数字から見ると少し安心しますけれども、その上で再度確認を含めて質問させていただくと、例えば、当委員会でも先ほども話に出た三浦市立中学校の問題が起き、最初は1人の新型コロナウイルス感染者が出て臨時休業し

ました。その後、休業期間中にもう1人出て、計2名になりました。そのことを重く受け止めて、当初、保健所の濃厚接触者はいないという判断も当初ありましたが、県教育委員会の判断として保健所と協議した上で検査、または濃厚接触の危険性のある方を教えてほしいということを、学校からメール発信し、濃厚接触者の疑いのある方を把握して検査したという話になっています。

そういう状況を鑑みると、一つ確認したいのは、今まで県教育委員会から報告があった感染者が発生した学校、例えば、この三浦市立中学校のように、一旦発生した後、さらに数日、近日中に再度感染者が発生したというケースは、類似のケースとしてあるのでしょうか。

保健体育課長

県立学校の例で申し上げると、新型コロナウイルス感染者が発生した後に、新たに感染者が発生するケースはあります。

渡辺(ひ)委員

そうなると、三浦市立中学校と同じような可能性を感じますが、そういう場合はどのような対応、もしくはどのように状況を把握しているのでしょうか。

保健体育課長

学校内に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合には、保健所による疫学調査によって濃厚接触者等の特定がされています。これについては、陽性者1件1件を保健所が把握している状況です。

渡辺(ひ)委員

そうすると、要は同じ学校で数日の間に新型コロナウイルス感染者が発生しても、それは個別の事例と捉えられるということでしょうか。

保健体育課長

濃厚接触者の特定の中で関連性が見られなかった場合には、個別の事例として捉えられると認識しています。

渡辺(ひ)委員

今後もしっかりと対応をお願いしたいと思います。

まず、大事なことは、校内での新型コロナウイルス感染が広がらないことが一番であると思うのです。そういう意味からすると、その予防措置も含めて今の事例を捉えると、家庭内感染が多く、また感染経路不明の感染も多いことを前提にすると、例えば、家庭内で何らかの感染があって、家庭内に濃厚接触者が出てるとすると、この家庭内の情報で、そこに児童・生徒がいるとなった場合に、学校にそのことを事前に報告をしてもらい、その生徒を登校させないようにするルールは、現在どのように行われているのか、そもそもそのようなルールがあるかを確認します。

保健体育課長

県立学校においては、児童・生徒が濃厚接触者に特定された場合、即座に学校に連絡するようお願いしています。

県教育委員会においては、家族が濃厚接触者に特定された情報を学校に連絡するようなルールはありませんが、家族が濃厚接触者に特定されたことにより、児童・生徒自身が罹患している可能性もありますし、登校することで他者に新型コロナウイルス感染を広げる可能性もあると認識しています。こうした場合

には、家庭から学校に御相談をいただくようお願いしていて、それぞれ個別に対応しているところです。

渡辺(ひ)委員

基本的なルールは原則としてないが、通知文書等で対応をしているという答弁でした。

再度確認で、先ほど当委員会で県立学校と市町村立学校との若干の情報のそごがあるというような話が出ていましたが、今の話は県立学校だけではなくて、市町村立学校についても同じようなルールで共有されているのでしょうか。

支援部長

基本的には、濃厚接触者の情報に関する保護者と学校とのやり取りについては、同様の方法となっています。

渡辺(ひ)委員

先ほど、基本的な報告のルールはないという答弁がありました。ただ、お願いの文書は出しているということですが、その根拠として、何らかのガイドラインなどといった裏づけはあるのでしょうか。

さらに言うと、先ほど来、当委員会でも文部科学省、県教育委員会のガイドライン等、様々なガイドラインのお話が出ていますが、それらは明確に市町村教育委員会が理解できるように、情報は統一などされているのですか。その辺りについて確認します。

支援部長

これまでのいろいろな情報提供、県教育委員会から出している指導資料的なものの中で、児童・生徒が濃厚接触者に特定された場合には、学校への連絡が必要であること、また、自宅待機が必要であるという点については明記してあり、その家族が濃厚接触者に特定された場合については、それには当たらないという点は共有できていると認識しています。

渡辺(ひ)委員

今の御答弁で大事なことが出てきたと思います。児童・生徒が濃厚接触者ならば当然そのとおりだと思うですね。ただし、新型コロナウイルス感染の可能性から見れば、家庭内で親が濃厚接触者となり、同居家族の児童・生徒に関しても、何らかの報告、相談がしっかりできるような体制がないといけないと思うのですが、その辺りについて御答弁ください。

支援部長

そうした場合、保護者からの相談をいただき、学校としてはその児童・生徒の欠席についても、いわゆる欠席扱いにはしないといった点についても、市町村教育委員会を通じて学校に周知しています。

渡辺(ひ)委員

最後に要望します。今、県教育委員会としては、市町村教育委員会とも連携しながら、新型コロナウイルス感染症対策を様々な学校現場で実施していると思います。ハード面も含めてですが、今、私が質問させていただいたソフト的なものも徹底し、県教育委員会、市町村教育委員会でそごや差がないような形で、今後もしっかり対応していただきたいと思います。感染症対策には、さらにしっかり取り組んでいただくよう要望して、私の質問は終わります。